

○松本市地域づくり市民委員会設置要綱

平成23年7月8日

告示第369号

改正 令和2年7月16日告示第293号

(目的)

第1条 この要綱は、本市にふさわしい地域づくりを推進するため、松本市地域づくり市民委員会（以下「市民委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 市民委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域づくりの推進に係る計画の策定に関すること。
- (2) 本市にふさわしい地域づくりの推進に関すること。
- (3) 市民活動団体の育成及び支援に関すること。
- (4) 協働の推進に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 市民委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域づくり活動関係者
- (2) 社会教育活動関係者
- (3) 市民活動関係者
- (4) 産業分野別関係者
- (5) 有識者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、市民委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(専門部会)

第7条 市民委員会は、専門的な事項を調査研究するため、必要に応じて専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、委員長が指名する委員及び次条に規定する専門員若干名をもって組織する。

3 専門部会に部会長1人を置き、部会員の互選によって選出する。

- 4 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 5 部会長に事故のあるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。
- 6 専門部会は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が会議の議長となる。

(専門員)

第8条 専門員は、委員以外の者で、第2条に規定する市民委員会の所掌事項について専門的な知識・経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 専門員の任期は、専門部会における当該専門的な事項に係る調査研究が終了するまでの間とする。

(庶務)

第9条 市民委員会の庶務は、地域づくり部地域づくり課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年7月8日から施行する。

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年7月16日から施行する。

(松本市市民活動推進委員会設置要綱の廃止)

- 2 松本市市民活動推進委員会設置要綱（平成18年告示第416号）は廃止する。